

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金
(事業者用)

地域脱炭素移行・再エネ推進事業（重点対策加速化事業）

申請の手引き

令和7年度

八尾市



Zero Carbon City YAO

円となってみんなで取り組み、0カーボンシティをめざします。

1. 補助対象設備の要件

各補助対象設備において、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）

補助金交付要綱、よくある質問と回答に掲げる要件をすべて満たすこと

2. 交付申請

申請方法

「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付申請書（様式第1号）」と下記書類を添えてご提出ください。提出先は、4. 提出方法をご確認ください。

申請用紙については、八尾市のホームページからダウンロードいただけるほか、八尾商工会議所にて配付しています。また、電子申請も行っていただけます。

※先着順で受け付け、予算額に達した場合は予告なく募集を終了します。

申請期間

令和7年5月27日から令和8年1月20日*まで

※太陽光発電設備のうち、上限額250万円を超える申請受付は令和7年8月末日まで。

交付申請書に添付する資料【共通】

【共通】

- ① 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（自己負担額、補助金額の内訳及び、本体価格、工事費の内訳の記載があるもの）
- ② 補助対象設備の設置場所がわかるもの（平面図）
- ③ 補助対象設備を設置する予定の場所（入れ替えの場合、既存の設備）の写真
- ④ 法人登記履歴事項全部証明書又は賃貸契約書等の本市内に事業所を有することが確認できるもの
- ⑤ ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金の申請に係る確認表（様式第1号の2）
- ⑥ ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）承諾書（様式第2号）
(補助対象設備を設置する事業所が自己の所有に属さないとき、又は共同所有のときに限る。)
- ⑦ 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言の写し又は申請書の写し
- ⑧ ゼロカーボンシティやお推進協議会 活動趣旨賛同書及び入会申込書（すでに入会

している事業者についてはこの限りではない。)

- ⑨ 補助対象設備ごとに定める資料
- ⑩ 上記のほか、市長が必要と定めるもの

交付申請書に添付する資料【補助対象設備ごとに定める資料】

【太陽光発電設備】

- ① 自家消費率 50%以上（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費するものを含む場合、その電力量を明記すること）であることがわかるもの（太陽光発電設備自家消費率計算シート（交付申請））
太陽光発電設備自家消費率計算シートについては、以下の URL に掲載しております。
https://www.city.yao.osaka.jp/machidukuri_jinken_kankyou/shizen_kankyou/1003234/1017599.html
- ② 蓄電池と併せて申請する場合、見積書は太陽光発電設備と蓄電池それぞれの金額が確認できる見積書
- ③ 発電量を計測する機器が備わっていることを確認できるもの
- ④ メーカー名、型式、パネル容量、パワーコンディショナー容量などがわかるカタログ、仕様書など
- ⑤ 太陽光発電設備から事業所内への電気配線図

【蓄電池】

- ① 太陽光発電設備と蓄電池それぞれの金額が確認できる見積書
- ② 太陽光発電設備と連系していることがわかるもの（図面など）
- ③ 20kWh であることを確認できるもの（20kWh 未満の場合は、「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金（家庭用）申請の手引き」に準ずること。）
- ④ メーカー名、型式、容量などがわかるカタログ、仕様書など

【高効率照明機器】

- ① メーカー名、型式などがわかるカタログ、仕様書など
- ② 工事予定の電気配線図
- ③ 自動調光機能※1の詳細がわかるもの

※1 (1) スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、
(2) 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め

設定した照度に調光制御する)、(3) 在不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する)のいずれかの機能を有するLEDであること。

【高効率空調機器】

- ① 導入前後の設備について、メーカー名、型式、消費電力などがわかるカタログ、仕様書など
- ② 従来の空調機に対して30%以上省CO₂効果が得られることが確認できるもの(地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック※1等に基づき設備導入による二酸化炭素の削減効果を算定してください。CO₂排出係数は、最新の値を用いて算定してください。)

※1 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>(令和7年3月改訂) URL https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

3. 実績報告

報告方法

補助対象設備の設置が完了したときは、完了日から20日以内又は令和8年2月13日のいずれか早い日までに、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業(事業者用)補助金実績報告書(様式第6号)と下記の書類をご提出ください。

実績報告書に添付する資料【共通】

- ① 補助対象設備の設置に係る契約書、請書または発注書等の写し
- ② 補助対象経費及びその内訳が記載された領収書または請求書等の写し
- ③ 補助対象設備の設置状況を示す写真
- ④ 補助対象設備の保証書の写し
- ⑤ 補助対象設備ごとに定める資料
- ⑥ 上記のほか、市長が必要と認める書類

実績報告書に添付する書類【補助対象設備ごとに定める資料】

【太陽光発電設備】

- ①自家消費率50%以上(当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費するものを含む場合、その電力量を明記すること)であることがわかる資料(太陽光発電設備自家消費率計算シート(実績報告)※1)

②蓄電池と併せて申請する場合、太陽光発電設備と蓄電池それぞれの金額が確認できる領収書又は請求書等の写し

③出力 10kW 未満の太陽光発電設備を設置した場合、日本産業規格 C61215-1、C61215-2、C61730-1、C61730-2、C8993 の 5 つの規格、及びパネルの種類に応じて C61215-1-1、C61215-1-2、C61215-1-3、C61215-1-4 のいずれか 1 つの規格に適合するものであること又はこれらと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できるもの

※1 太陽光発電設備自家消費率計算シート（実績報告）については、以下の URL に掲載しております。

https://www.city.yao.osaka.jp/machidukuri_jinken_kankyou/shizen_kankyou/1003234/1017599.html

【蓄電池】

①太陽光発電設備と直接連系していることが確認できるもの

②太陽光発電設備と蓄電池それぞれの金額が確認できる領収書又は請求書等の写し

4. 提出方法

令和 7 年 5 月 27 日（火）から受付を開始します。

書類の提出は郵送または電子申請により行ってください。

補助制度について詳しくは下記までお問い合わせください。

●書類提出先・問い合わせ先●

（令和 7 年度ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金交付支援業務受託者）

〒541-0047

大阪市中央区淡路町 4 丁目 4-11 アーバネックス淡路町ビル 2 F

関西ビジネスインフォメーション株式会社 宛

電話番号：06-6205-4944